

事務連絡
令和7年6月24日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会を通じて厚生労働省より「令和7年6月13日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応」について連絡が参りました。後発医薬品の安定供給に関する情報と共に貴会会員の薬局において発生している問題等を別紙「後発医薬品の安定供給に関する苦情」を用いて当会まで情報提供をお願いいたします。いただいた情報は厚生労働省に提供いたします。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知をお願いいたします。



日薬業発第83号
令和7年6月17日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

令和7年6月13日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和7年6月13日付けで薬価収載された後発医薬品につきましては、令和7年6月17日付け日薬業発第83号にてお知らせしたところです。

後発医薬品の安定供給につきましては、すでに苦情を受け付ける仕組みが設けられており、これまで実施されているところですが（令和5年6月20日付け日薬業発第97号ほか）、今回の後発医薬品の薬価収載にあたり安定供給について会員等から苦情があった場合には、引き続き、当該仕組み（平成18年3月15日付け日薬業発第224号「後発医薬品の安定供給について」、令和3年6月25日付け日薬業発第102号『「後発医薬品の安定供給について」の一部改正について』）にて対応するよう求められています。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

医政産情企発 0613 第 5 号
令和 7 年 6 月 13 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発第 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしく申し上げます。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 7 年 6 月 13 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。

(別紙)

後発医薬品の安定供給に関する苦情

令和 7 年 月 日提出

苦情を申し立てる後発医薬品の名称と製造販売事業者名

※厚生労働省経済課が上記の業者に必要な調査及び改善指導を行うため、必ず個別の品目名と業者名を記載してください

- () 出荷調整・出荷停止している企業製品
() その他企業の製品

医薬品名称:

製造販売事業者名:

苦情の内容

いつどのような問題があったのかできる限り具体的に記載して下さい。

発注

- () 月に発注できる個数が制限されており、希望する患者数に対応出来ない
() 原材料の不足・調達困難・原材料自身に問題発生 等の理由で出荷されなくなった
() 購入実績がないと注文に応じてくれない
() 添付文書には 100 錠包装と明記されているのに、1000 錠包装しか納品出来ないと言われた
-
-

納品

- () 発注は受理されても、納入までに時間がかかりすぎる
() 原材料の調達不足等の理由により製造中止になったことが、発注後に確認された
() 過去からの取引量によって、案分されて納品される(注文数より不足納入)
() 突然製造中止になり、継続して服用している患者対応に苦慮した
-
-

意見

保険医療機関・保険薬局名、担当者名、連絡先

※厚生労働省経済課は下記保険薬局名を製造販売事業者に伝えた上で必要な調査・改善指導を行い、必要に応じて経済課から保険薬局に苦情内容の詳細を聞くことがありますので、連絡先★は必ず記載してください。

保険薬局名:

区・市

担当者名:

*連絡先:

メールアドレス: